

短時間の障害者雇用が

法定雇用率に算入可能になりました

- **週所定労働時間 10時間から** 法定雇用率に算入できます！

1人の雇用をもって0.5カウントされます。

- **算入できる方** (以下に該当しない方は、週所定労働時間20時間未満での算入はできません)

重度身体障害者

身体障害者手帳
(1級・2級)

重度知的障害者

療育手帳 (A1~A3判定)
または重度判定

精神障害者

精神障害者保健福祉手帳
(1級・2級・3級)

※ 発達障害の診断により精神障害者保健福祉手帳を取得した方を含む。

週所定労働時間	30H以上	20H以上 30H未満	10H以上 20H未満
身体障害者	1	0.5	-
重度	2	1	0.5
知的障害者	1	0.5	-
重度	2	1	0.5
精神障害者	1	1※	0.5

※週所定労働時間20時間以上30時間未満の精神障害者は、当分の間1人とカウント。

仕事をする能力があっても、
障害により短時間の勤務を
希望している方がいます。



■ 短時間雇用のイメージ

- 拠点規模が小さく、
まとまった仕事量が確保できない。

➡ 各拠点に分散して短時間雇用



- 合計2カウントとして雇用率に算入 (0.5×4人)

- 指導者をつけたいが、長時間の対応は難しい。

➡ 短時間雇用の複数人を同時に指導



- 合計1.5カウントとして雇用率に算入 (0.5×3人)

- 求人出し方は、裏面をご覧ください。

求人出し方

■ 求人の所定労働時間を週10時間以上に設定

対応可能な勤務時間について確認し、具体的に記載してください。

- 柔軟な設定が可能で、相談に応じることができる場合は、その旨を記載いただくと、より幅広い層の応募を見込むことができます。

■ 求人に関する特記事項に、以下の文言を追加

法定雇用率達成を目的とした求人であるため、週20時間未満の就業時間への応募は、障害者の雇用の促進等に関する法律第70条に規定する、重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者に限定されます。

※ ご不明な点は、求人係までお問い合わせください。

助成金について

■ 週20時間未満の雇用の場合、特定求職者雇用開発助成金は、原則非該当となります。

■ トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）の対象となる場合があります。

□ 障害者短時間トライアルコースとは

- ・ 週10時間以上20時間未満で、精神障害者（発達障害者を含む）を雇用し、1年以内に週20時間以上の雇用に変更することを目指す場合、期間中月4万円（最大）の助成を受けることができます。
- ・ 1年以内に週20時間以上の雇用に変更することができた場合、特定求職者雇用開発助成金の対象となります。
- ・ 短時間トライアルコースを利用する場合は、トライアル雇用専用求人を提出する必要があります。

■ 障害者の雇用の促進に関する法律の改正に関する情報（厚生労働省）

令和4年障害者雇用促進法の改正等について



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077386_00019.html

■ 障害者雇用納付金・報奨金の情報（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構

障害者雇用納付金制度改正の概要



<https://www.jeed.go.jp/disability/seido.html>